プロジェクト　バーチャル PPA に係る会計上の取扱い

項目　第 171 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 171 回実務対応専門委員会（2025 年 9 月 2 日開催）で議論された事務局の分析及び提案について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析及び提案について聞かれた意見

（特定卸供給事業者（アグリゲーター）が関わる取引に関する論点）

2. 特定卸供給事業者（アグリゲーター）が関わる取引を本実務対応報告の適用範囲に含めるという事務局提案の方向性について賛同する。

3. 事務局による調査の結果観察された 2 つのパターンへの対応方針に関して、パターン 1 について特段の対応は不要とし、パターン 2 について本実務対応報告の適用対象に含めるという事務局提案の方針に異論はない。

4. 本実務対応報告の適用範囲の定め方に関しては、公開草案第 2 項と並列に公開草案の修文案第 2-2 項を設けるという事務局提案の定め方のほか、原則的な取引に対して読替えがかかる部分のみについて要件を設ける定め方や、適用対象となる事業者について揺らぎを設ける定め方も考えられるため、事務局が今回の定め方を提案した背景を確認したい。

5. 公開草案第 2 項には需要家による非化石価値の転売が想定されていない旨の記載があるが、公開草案の修文案第 2-2 項にはその旨の記載がなく、追記が望ましい。

6. 「特定卸供給事業者」という法律上の用語をそのまま用いるか又は「これに準ずる者」を含めるかについては、今後の文案作成において検討する方針か確認したい。

7. 公開草案の修文案第 2-2 項では「特定卸供給事業者」が唐突に登場するため、修文案の書きぶりであれば「特定卸供給事業者」という用語の定義が必要と考える。必ずしも電気事業法上の「特定卸供給事業者」とは限らないということであれば、実務対応報告の本文において「特定卸供給事業者」と特定する必要はないと考える。

8. 発電事業者と需要家の間に特定卸供給事業者（アグリゲーター）が介在する取引を適用

範囲に含めるという事務局提案により、公開草案において想定されていた需要家が非化石価値を発電事業者から購入する取引に加えて、発電事業者に該当しない者の発電で生じた非化石価値を購入する取引も本実務対応報告の適用範囲に含まれることとなるという理解に相違ないか確認したい。

（需要家と小売電気事業者の契約に基づく取引）

9. 需要家が、小売電気事業者と需要家の間で、バーチャル PPA の契約と電力の供給の契約のそれぞれ独立した 2 つの契約を同時に締結するパターンが起こり得ると考えられる。その場合、電力の供給がされていても、要件を満たしていればバーチャル PPA の契約は実務対応報告の適用対象となると理解しているが、その理解に齟齬がないか確認したい。

以　上